QUALITY REPORT

2025

監査品質のマネジメントに 関する年次報告書

Russell Bedford Hibiscus

Russell Bedford Hibiscus will assist its clients by its "high quality".

High Quality,
HIBISCUS







QUALITY REPORT 2025

contents

- 01 代表挨拶
- 02 基本理念
- 03 組織・ガバナンス基盤
- 04 品質管理基盤
- 05 人的基盤
- 06 IT基盤
- 07 財務基盤
- 08 国際対応基盤
- 09 ガバナンスコードへの対応状況
- 10 法人概要

01. 事務所内モニタリング

対象 4業務



社員カバ一率

60%

02. 独立性回答率

社員及び職員



カバー率

100%

03. 人員構成(2025/3/31時点)



職位	人数
社員	13人
マネジャー/シニア	27人
スタッフ / アシスタント	11人
合計	51人

04. 必須研修受講率

社員及び職員



カバー率

100%

05. 報酬依存度

継続業務

15%以内

06. 上場クライアント数(TOKYO PRO Marketを含む)(2025年3月31日現在)





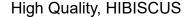
QUALITY REPORT 2025

20社

Total

代表挨拶

Message from the Company's Representatives





平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

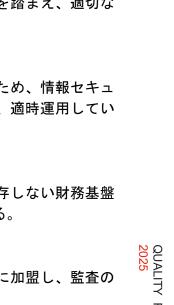
企業不祥事の多発とそれに伴う株式市場の信頼性確保のため、監査の厳格化が 叫ばれ、それに対応するように監査法人の品質管理体制の強化が強く求められて います。

これまで我々は、豊富な経験と知識に裏付けされた柔軟な思考と迅速な意思決定という中小監査法人としての強みを軸に存在価値を追求してまいりました。

今、ISQM(国際品質マネジメント基準)や公認会計士法の改正による上場監査事務所登録制度が開始し、品質管理体制の強化によりこれまでの軸をさらに強固なものにすべく、ガバナンス及び組織体制を大きく見直し法人内外によるモニタリング機能を強化させるとともに、構成員個々の成長が法人の成長につながるとの認識のもと、研修制度のさらなる充実を図り高度な人材教育を進めております。

個々人の高いパフォーマンスとそれをサポートする規律ある組織体制により、 経営理念である「High Quality, HIBISCUS」を実現してまいります。

> 監査法人ハイビスカス 統括代表社員 堀 俊介



基本理念

Corporate Identity

High Quality, **HIBISCUS**



中小監査法人だからこそできる、きめ細か い対応を行って社会の公器として資本市場を 活性化させる。

ハイビスカスの行動指針

High Quality

プロフェッショナルとしての使命感をもち、 職業倫理、会計基準、監査基準、ITについて 日々研鑚を深め、チームワークを重んじ、高 品質の監査業務を実現する。

HIBISCUS

ハイビスカスの花言葉「信頼」を意識する。 倫理観、正義感を持ち、誠実に行動し、お客 様や社会から信頼される存在となる。日本及 び世界中でハイビスカスの能力を開花させる。

ハイビスカスを支える6つの基盤

● 品質管理基盤

監査基準を遵守し、職業的懐疑心を保持す る。独立性を遵守し、有効かつ効率的な組織 的監査を行う。

• 組織・ガバナンス基盤

監査品質の向上の観点から適切な規模を維 持し、適切な組織的運営体制を構築する。

人的基盤

被監査会社の規模や特性を踏まえ、適切な 人材を投入する。

• IT基盤

監査業務の適切な実施のため、情報セキュ リティに関する方針を定め、適時運用してい **〈**。

財務基盤

特定の関与先に報酬が依存しない財務基盤 を構築し、独立性を遵守する。

● 国際対応基盤

適切な国際ネットワークに加盟し、監査の 国際化に対応する。

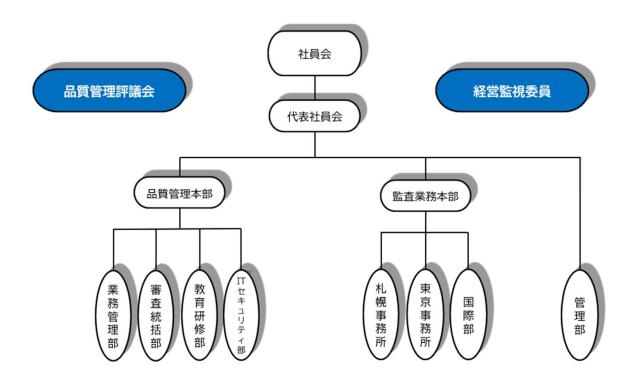


組織・ガバナンス基盤

Organization & Governance Foundation

1. 基本方針

当法人では、意思決定機関としての社員会、経営管理機能として代表社員会、品質管理体制を統括する品質管理本部を設けています。また社員会を監視し、評価・助言するために独立評価機関(経営監視委員)を設け、品質管理本部の活動を評価する機関として品質管理評議会を設けております。



2. 社員会

社員全員が出席する「社員会」をガバナンスの根幹として、最高意思決定機関として位置付けております。

社員会は、毎月開催しており、品質管理の 状況、社員の加入及び脱退、社員及び従業員 の人事評価、定款の変更等の法人の基本事項 に係る意思決定を行っております。

3. 代表社員会

代表社員は代表社員会を組織して、毎月開催し、法人を代表して経営執行を行うとともに、監査品質に関する責任を負っています。

4. 監査業務本部

監査業務を行う部署です。業務の有効性、 効率性を担保するため、札幌事務所、東京事 務所及び国際部を置き、品質管理本部が主導 する定期的検証や研修等でお互いの業務の相 互レビューを実施して業務品質の均一性を 図っております。

5. 国際部

国際業務に関しては「国際部」が担っております。国際部は、当法人が所属する国際 ネットワーク Russell Bedford International

(RBI) の窓口をつとめ 、国際会計基準の情報収集やRBIが主催する国際会議へ出席し、世界各国の会計事務所との意見交換を行っております。また監査チームが行う海外会計事務所とのやり取りなども後方から支援しております。

6. 品質管理本部

監査品質管理全般を統括し、品質目標の提示を行う組織として、品質管理本部を設置しています。品質管理本部は、当法人において行われる監査業務の品質の向上を図るために日々活動しています。

7. 経営監視委員

独立性を有する第三者として、当法人の経 営から独立した第三者機関としての経営監視 員を選任しています。独立性を有する第三者 は、当法人に利害関係がなく、主たる職業を 有し、会社運営に知見のある者を前提として おります。

経営監視委員は、主として以下の業務を 行っています。

- 経営機能の実効性向上に資する助言・提言
- 組織的な運営の実効性に関する評価への関 与
- 経営機能を果たす人員又は独立性を有する 第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程 への関与
- 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬 に係る方針の策定への関与
- 内部及び外部からの通報に関する方針や手 続の整備状況や、伝えられた情報の検証及 び活用状況の評価への関与
- 被監査会社、株主その他の資本市場の参加 者等との意見交換への関与

なお、現在の経営監視委員には企業ガバナンスに豊富な経験と知見のある米屋・林法律 事務所の林賢一弁護士を選任しております。

8. 品質管理評議会

品質管理本部のモニタリング機関として、 品質管理評議会を設けております。品質管理 評議会は品質管理本部から独立した立場であ り、統括代表社員が会長を務めております。

品質管理評議会では、品質管理本部長及び 副本部長から品質管理本部の活動状況が報告 され、統括代表社員を中心とした構成メン バーが品質管理本部の活動が適切に行われて いることを評価しております。

品質管理基盤

Quality Management Foundation

1. 基本方針

当法人は、監査業務の品質を適切に保つために監査法人ハイビスカス品質管理規程を設けるとともに、Russell Bedford International (以下、RBIという)のネットワーク要求事項への国際対応を図るため、ハイビスカス品質マネジメントマニュアルを導入しています。

また、行動指針として「High Quality, HIBISCUS」を掲げることで、監査品質を優先する意識を全社員及び職員が常に持つことを促し、監査品質の向上に取り組んでいます。

2. 概要

当法人では、「監査に関する品質管理基準 (改正前)」、「監査における不正リスク対 応基準」、「監査事務所における品質管理 (改正前)」及び「監査業務における品質管理 (改正前)」に準拠して、品質管理に関す る方針及び手続を定めた「ハイビスカス品質 管理規程」を定めています。

本規程は、当法人のすべての監査業務に適用されるものであり、当法人が監査契約を締結しているすべての監査業務の専門要員は、本規程に定める当法人の監査の品質管理に関する方針及び手続を遵守しなければなりません。

また、当法人では、品質管理のシステムに 関するそれぞれの方針及び手続が十分かつ適 切であるとともに、有効に運用されているこ とを合理的に確保するために、品質管理のシ ステムの監視に関するプロセスを定めており、 当該プロセスには、監査業務の定期的な検証 などが含まれます。

3. 品質マネジメントマニュアル

2021年11月に企業会計審議会より「監査に 関する品質管理基準」が公表され、これを受 けて2022年6月に日本公認会計士協会より 「監査事務所における品質管理」、「監査業 務に係る審査」、「監査業務における品質管 理」が公表されています。 当法人ではRBIのネットワーク要求事項への国際対応を図るために、「ハイビスカス品質管理マネジメントマニュアル」(以下「品質マネジメントマニュアル」という。)を2024年4月より導入しています。

品質マネジメントマニュアルは、品質目標を設定し、品質目標の達成を阻害するリスクを識別・評価し、当該リスクに対応する方針及び手続を整備しています。また、品質マネジメントマニュアルに不備があれば原因分析を行い、是正していくリスク・アプローチの考え方に基づいています。

当法人の品質マネジメントマニュアルにおいて品質目標を設定する項目には、ガバナンスとリーダーシップ、職業倫理に関する規定、監査契約の新規の締結及び更新、業務の実施、リソース、情報とコミュニケーションがあります。

□→ ガバナンスとリーダーシップ

統括代表社員は継続的に監査事務所の品質管理に関する考え方を全社員及び職員に伝達しております。具体的には毎月9日を「クオリティの日」とし、統括代表社員から品質管理に関するメッセージを発信しております。

➡ 職業倫理に関する規定

すべての専門要員は、年1回、職業倫理に 関する研修を受けます。

➡ 監査契約の新規の締結及び更新

監査契約の新規の締結は、事業内容や監査 資源等の受嘱条件を明確に定め、社員会承認 事項としております。監査契約の更新は、監 査意見に係る審査実施時に契約の更新審査も 同時に行うことによって最新の監査の実施状 況を考慮したうえで厳格に判断しております。

➡ 業務の実施

監査責任者は、自身が責任を負うすべての 業務について、事務所の方針と手続が適用されていることを確認する責任を負います。

□→ 監査時間

当法人は、適切な監査品質確保のための、 十分な人材を確保しております。具体的には 年度初めに個人別の年間稼働実績から個人別 の想定稼働時間を算出し、社員会において毎 月の業務量分析を行い適切な監査時間を確保 することとしております。

□→ 情報とコミュニケーション

社内コミュニケーションは、対面はもちろんセキュリティに配慮したビジネスチャットも積極的に活用し風通しの良い組織風土の醸成に努めております。

業務執行社員等のローテーション

当法人は、公認会計士法及び日本公認会計 士協会の定める倫理規則等に従って、業務執 行社員、審査担当者及び主要メンバーのロー テーション制度を定めております。 当該ローテーション制度により、公認会計士法上の大会社等の業務執行社員の継続関与期間は最長7会計期間、インターバルは最低2会計期間(筆頭業務執行社員は最短5会計期間、監査業務に係る審査を行う者は最短3会計期間)としております。監査チームの主要メンバーについては、最長で連続して10会計期間業務に関与することができ、その後は最低2会計期間のインターバルを設けております。



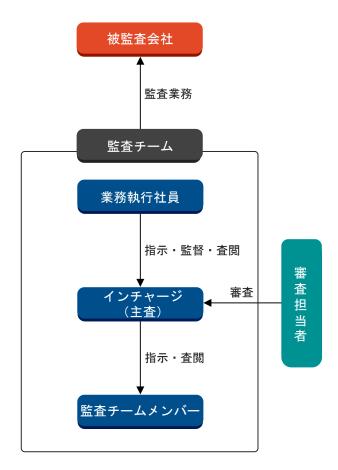
4. 監査チーム体制

監査責任者は、被監査会社の事業内容、 能力、業務量分析及びローテーション等を 考慮したうえで選定しております。

監査チームの主査は経験ある公認会計士に限定しており、主要な監査調書を査閲することで、監査業務の正確性及び網羅性を検証しております。

業務執行社員は、被監査会社の経営者、 財務管理責任者及び監査役等と適時コミュ ニケーションをとり、監査チームミーティ ング及び審査に同席しています。不正リス クや特別な検討を必要とするリスク等につ いては監査調書を査閲したうえで指導監督 しております。

〈監査チーム内の関係図〉



5. 不正リスクへの対応

(1) 職業的懐疑心の保持

全ての監査業務従事者は、監査基準に従い職業的専門家としての正当な注意に基づく懐疑心をもって監査を実施しております。

監査責任者は監査チームミーティング等を 通じて職業的懐疑心を保持し続けることの重 要性を周知しています。

また、事務所内の必須研修においても、職業的懐疑心の重要性について触れる機会を増 やしております。

(2) 不正等への対処

不正による重要な虚偽表示を示唆する状況 が識別された場合には適時に審査を受け、必 要に応じて社員会審査を義務付けております。

また、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、見直し後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか並びに入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて、社員会審査を義務付けております。

上記いずれの場合においても、監査チームは、必要に応じて当法人内外の適切な専門的 知識及び経験等を有する者に問合せを実施し、 入手した見解を検討するよう求めております。

6. 研修制度

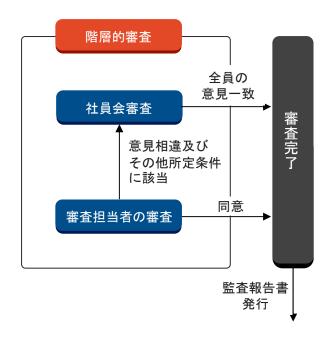
職業倫理を堅持し職業的専門家としての知 識を習得するための研修制度を定めておりま す。

具体的には教育研修部が主導して常勤職員 及び非常勤職員を対象とした以下の必修研修 を実施しております。

- ① 年3回以上開催する全体研修(不正、職業 倫理、インサイダー、情報セキュリティ 等)
- ② 年1回以上開催する職階別研修(監査業務の実施等)
- ③ 年5回以上開催するe-Learning研修※ (不正事例、外部検査事例等)
 - ※日本公認会計士協会が提供している e-Learningの中から教育研修部が5つ以上 の研修を選定しております。
- ④ マネジャー以上の常勤職員が参加するリスクアプローチ会議の開催(各監査チーム間での知識・ノウハウの共有等)

7. 審查体制

〈階層的審査関連図〉



(1) 審査担当社員の選任

審査担当社員は審査統括部が品質管理規程に従って被監査会社の事業内容、規模、必要となる専門的知識及び独立性等を勘案し、候補者を選定し社員会が指名します。

審査担当社員は監査チームが策定・実施した監査計画、監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見を客観的に評価し審査しております。

審査担当社員には、大会社等の一定規模以 上の監査業務については監査責任者との対面 審査を義務付けております。

(2) 社員会審査の実施

重要事項については、審査担当社員による 審査ではなく、社員会が審査を行っておりま す。

社員会審査は品質管理本部長が社員会審査 の議長となり、社員の過半数が出席すること で開催し、出席者全員の同意がないと監査意 見の表明はできないこととなっております。

8. 品質管理業務に従事する人員

当法人における品質管理業務に従事する人員数は14名で、各業務の担当を割当てております。また品質管理担当社員が関与する監査業務に関する品質管理業務は、別の品質管理担当社員が承認する制度として品質管理活動の独立性を確保しております。

さらに品質管理本部の活動は統括代表社員 を長とする品質管理評議会によって評価され ております。

9. 独立性遵守回答率

当法人では、監査業務の信頼性確保のため、 全職員に毎年、監査人の独立性チェックリス ト及びインサイダー誓約書の提出を義務付け ております。なお、独立性チェックリストの 回答率及びインサイダー誓約書の提出率は 100%であり、違反件数は0件となっています。

10. 内部レビュー(日常的監視と定期的検証)の状況

当法人は、品質管理システムに関する方針 及び手続が、監査リスクの低減可能な水準ま で整備され、監査期間を通じて有効に運用さ れていることを担保するため、品質管理シス テムに対する日常的監視を実施しておりま す。

また、監査業務の品質を担保するため定期的な検証を実施しています。定期的検証は全上場クライアントを対象としており3年間で一巡するようにローテーションを計画しています。2024年度の実施件数は全上場クライアント18社に対して8社であり、該当クライアントの監査業務には、監査業務の遂行上、重要な不備事項は検出されませんでした。

11. Russell Bedford International (RBI) による品質管理レビュー

内部レビューに加えて毎期RBI本部による 品質管理レビューを受けております。

対象は全上場クライアントであり、毎期数 社を抽出しております。2024年度においては 重要な不備事項は検出されませんでした。

13. 日本公認会計士協会(JICPA)による品質管理レビュー

12. 外部からのモニタリング

日本公認会計士協会による品質管理レビューは、自主規制の取り組みとして日本公認会計士協会が監査事務所の監査品質の状況をレビューする制度で、原則3年に1回実施されます。

当法人は、2023年4月に品質管理レビュー報告書の交付を受けており、監査事務所における品質管理に関する重要な不備事項はない旨の報告を受けています。

14. 公認会計士・監査審査会による検査

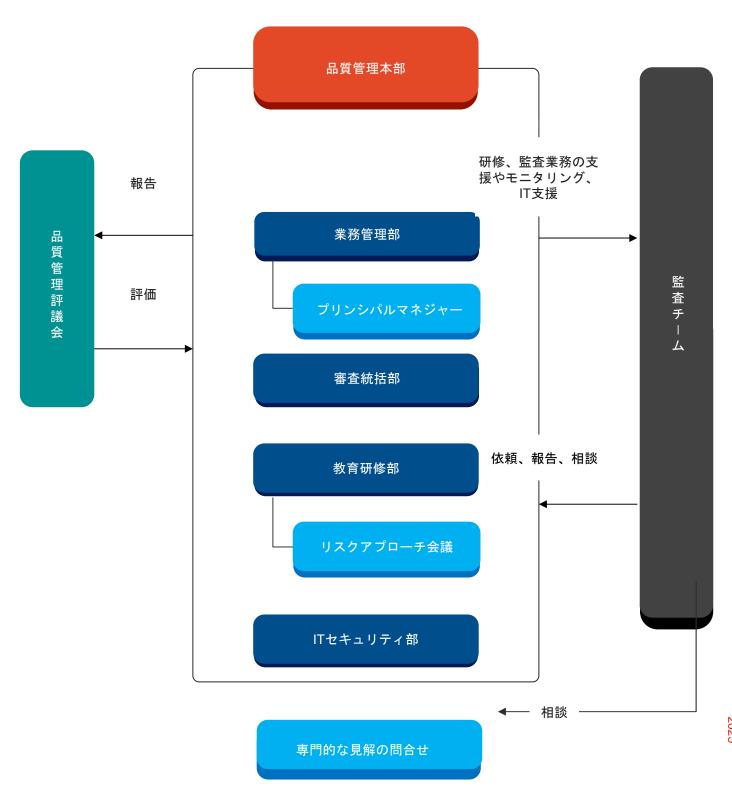
公認会計士・監査審査会による検査は、日本公認会計士協会の品質管理レビューが適切に運営されているか、また、監査事務所の監査業務が適切に行われているかといった点について審査し、必要に応じて監査事務所へ立入検査を実施します。

当法人は直近の検査の結果、2023年1月27日付で金融庁から業務改善命令を受けました。これに対して当法人は業務改善計画書を提出し、計画の進捗・実施状況を取りまとめ、報告を行いました。

その結果、継続的に改善に向けた取組みを 実施し一定の改善が図られていると認められ ました。

当法人はこの一連の事実を真摯に受け止め、 業務改善に終わりはないものと認識し、監査 法人としての社会的役割を適切に果たしてい くため、法人一丸となって邁進しております。 監査品質管理全般を統括する品質管理本部のもとに監査チームの日常的監視・定期的検証等の監視活動等を行う業務管理部、監査意見等に関する審査業務を行う審査統括部、監査効率の検討や監査チームの監査業務の指導等を行う教育研修部、監査業務におけるIT環境の管理等を行うITセキュリティ部を設けています。

〈品質管理本部〉



16. 業務管理部

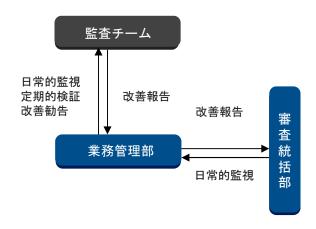
業務管理部は、監査チームの日常的監視・ 定期的な検証・改善勧告を行う機関であり、 各監査チームの業務の品質向上を目的として いる部門です。

また、業務管理部は、審査統括部が実施している審査品質についても日常的な監視を実施しています。加えて、監査チームの指導、監査ツールの開発、監査業務の効率化の検討等を行い、各監査チームからのフィードバックを受け、監査の効率化実現のために作業の統一化ができるよう監査ツールの研究開発などを行い監査業務の品質の向上を図っております。

17. プリンシパル・マネジャー

プリンシパル・マネジャーは、経験や能力 などを考慮して社員会で選任した品質管理本 部内の業務管理部専属の公認会計士です。

プリンシパル・マネジャーは重要調書を監査チームとは独立した立場からレビューしたり、定期的検証等をはじめとして品質管理部の活動に関して助言・指導を行います。



18. 審査統括部

審査統括部は、各審査員が実施している監査契約の更新、監査計画、監査意見に関する審査業務を検証・評価する部門です。審査担当社員が実施する審査が妥当なものであるか検討することで、審査品質の向上を図っております。

19. 教育研修部

教育研修部は、専門要員の指導・教育等を 行う部門です。監査業務の取り巻く環境を踏 まえた研修計画を策定し、定期的に当該計画 の見直しを進めながら、全社員及び職員の職 階に応じた知識やスキルの向上を図っていま す。

また、法人内で定めた評価方針に従って、 個々の職員の評価を実施し、対話を進めるこ とで、各人の能力を最大限に発揮できる環境 を整えていくことを目指しております。

20. リスクアプローチ会議

リスクアプローチ会議は、品質管理本部メンバーに、各監査チームメンバーから選出された職員を加えた横断的なプロジェクトチームです。

監査業務を実施するにあたって生じている 課題等を共有する場を設けることで、より実 効力の高い監査業務の品質の向上に貢献して います。

21. ITセキュリティ部

ITセキュリティ部は、監査チームのIT環境・電子調書の管理等を行っています。多様な働き方の実現のためにクラウドストレージ上でのデータ共有やコミュニケーションツールの導入により監査業務の効率化を促すとともに、情報セキュリティに関する対策規程の策定に携わるなど当法人の情報セキュリティの要となっています。

22. 品質管理評議会

統括代表社員を長とする品質管理本部の活動内容を評価する機関です。

品質管理評議会は年に4回実施され、品質 管理本部長及び品質管理副本部長が品質管理 活動の内容を報告し、品質管理評議会のメン バーが当該活動内容を評価します。

23. 専門的な見解の問合せ

当法人として、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を定めています。専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して、適切に専門的な見解の問合せが実施されるように当監査法人内外において十分な人材等を確保し、専門的な見解の問合せの内容及び得られた見解を文書化し、依頼者と助言者が同意した上で、得られた見解に対処することとしています。

当法人の主たる専門的な見解の問合せ先は、 組織再編にかかる専門家である公認会計士尾 関純氏※となっております。

※略歴

尾関氏は、元東京国税局、元有限責任あずさ監査法人 代表社員であり、現在は税理士法人の代表社員を務め ております。監査業務の経験はもちろん、豊富な研修 講師の実績があり、組織再編関連の書籍も多数執筆し ております。

24. 監査ホットライン

当法人は、ホームページ上に監査ホットラインを設けており、当法人内部及び外部から 当法人の倫理規則、企業の不正事例等を通報 できるようになっております。

監査ホットラインの窓口は、当法人から独立した経営監視委員となっており、経営監視委員は通報者が不利益を被らないよう配慮し通報事象を整理したうえで全社員に通知することとしております。

各社員は通報内容が法令及び定款等に照ら し合わせたうえで重要と判断した場合には、 直ちに社員会を招集し、法人として適時適切 に対応することとしております。

25. 非監査業務に対する方針

会計監査業務を主としているものの、公認 会計士として幅広い業務経験を積むことも重 要であると考えております。また、職員に当 該業務の要望もあることから、業務量を勘案 した上で受嘱することとしております。

また、当法人の構成員が兼業・副業を希望 する場合には、監査業務時間を圧迫せず、利 益相反や独立性等に抵触しないことを条件に 認めております。

人的基盤

Human Resources Foundation

1. 基本方針

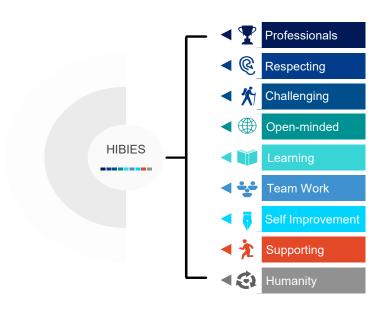
当法人は、中小監査法人だからこそできるきめ細かいサービスを基礎とした高い品質の監査業務を実践するために最も重要な要素は「ヒト」であると考えております。

このため、当法人が求める人物像についての基本的な方針を「ハイビー人財」として整理し、 新規採用及び人事評価における判断基準としています。

2.「ハイビー人財」とは

- プロフェッショナルとしての高度な人格を備えている。何事にも誠実かつ公明正大に対応する。
- お互いの立場を理解し、相手を尊重する。 お客様、同僚の話をよく聞く。相手の興 味に誠実な関心を寄せる。
- 課題があれば解決に向け果敢にチャレンジする。常に明るく前向きに、困難に直面した時こそ笑顔を忘れない。
- 変化を楽しむ。多様な価値観、新技術、 異文化を偏見なく受け入れる。
- お客様や同僚と有意義な関係性を構築する。そのためには会計専門知識に限らず、 幅広い教養を身につける。
- チームワークを重視する。チームの共通 目的を常に意識し、チーム内での自分の 役割をしっかりと認識する。調和を大切 にし、リーダーシップを発揮することに より自らの責任を果たす。
- 常に自己研鑽に取り組む。後輩への教育 を積極的に行い、彼らの成長を支援し、 事務所の発展に貢献する。
- クライアントからの建設的な意見には真 摯に対応し、指導的機能を発揮すること でクライアントとの課題解決を迅速に支 援する。
- 仕事は人生の一部、仕事もプライベート も全力で楽しみ、家族や友人、同僚を大 切にする。

〈ハイビー人財のイメージ図〉



3. 人員状況

当法人においては、個々人の専門的能力及 び組織内で求められる役割を踏まえて、次の 職階を設けており、その構成は以下のとおり です。

<2025年3月31日現在>

職階	人数
社員	13人
マネジャー/シニア	27人
スタッフ/アシスタント	11人
合計	51人

4. 採用方針

当法人の基本理念や行動指針に共感し、想いを同じくする人材を、新規及び中途からバランスよく採用しております。

特に事務所説明会や採用面接は、当法人の 代表社員自らが企画し、法人理念やビジョン を説くなど陣頭指揮をとっております。

積極的な採用活動の結果、2023年度においては新たに新人が1名、中途キャリアが4名、 仲間に加わりました。

2024年度以降も引き続き優秀で志の高いハイビー人財の獲得を推し進めてまいります。

なお、当法人は仕事は人生の一部、仕事も プライベートも全力で楽しむという考えのも と、働きやすい職場環境作りを重要視してお ります。

5. 非常勤職員の活用方針

多様な知識や経験の豊富な非常勤会計士については、監査資源の確保や若手常勤メンバーの教育のため、業務において一定程度、活用しております。ただし、監査品質の維持向上のため、必須研修の内容は常勤職員と同様としたうえで監査チーム内の非常勤職員と同様としたうえで監査チーム内の非常勤職員数は一定数以下とし、CPDの取得義務を履行していない非常勤職員や、チーム内の評価が高くない非常勤職員は契約更新しない等の措置を取り、職業的専門家として緊張感のある関係性を保っております。

6. 監査アシスタント制度

公認会計士資格を有しない補助者を「監査 アシスタント」として採用し職業的専門家と しての判断等を必要としない業務範囲におい て、監査業務の補助に従事させております。 これにより、監査現場の効率化及び品質向上 を図っております。

7. 人事評価方針

当法人の人事評価については、「ハイビー 人財」として当法人が求める人物像を整理し、 職位ごとに求められる要件を明文化したうえ で、下記人事評価制度に則って昇給や昇進を 決定しております。

【制度の基本的な考え方】

人事評価方法の概要については、求める人物像である「ハイビー人財」の考え方を基礎として、職位ごとに期待される評価基準を設定し、一次評価者による評価、二次評価者(社員)による評価を経て、従業員については各事務所長と経営監視員で構成される報酬委員会の討議を経て、報酬改定を行います。

評価基準は、法人の基本理念及び行動規範 を理解し、職業的懐疑心を適正に発揮したか という視点を重要視しております。

人事評価の結果、昇格又は降格の要件を満たす可能性のあるメンバーについては、代表 社員会において、当該要件を満たしているか を審議した上で昇格又は降格の決定を行いま す。

また、非常勤職員の人事評価は年に1回実施し、評価結果は翌年度の非常勤職員との契約内容に反映しております。

なお、社員への登用については、代表社員 会の決定に基づき、最終的には総社員の同意 により、決定しております。

人事評価結果は、各事務所長と当事者との 個別面談を通じて伝達するとともに、必要な フィードバックを行っております。

これらの人事評価システムによって、公正 な評価を実施するとともに、監査品質向上を 図っております。

8. 教育研修方針

当法人は各人の業務品質を一定水準以上に維持向上させるため、非常勤職員を含めたすべての職員に対して、以下の研修受講を義務としております。

- ・ 年3回以上の全体研修
- 職階別研修
- 教育研修部が指定する日本公認会計士協会 が提供するeラーニング

そのうえで日本公認会計士協会が定める CPD(Continuing Professional Development) 制度に基づき履修義務達成要件を充足してい ることを毎年確認しております。

当法人では、職員は職業的専門家であると同時に一流のビジネスパーソンでなくてはならないという考えのもと、OJTも積極的に行っております。

9. 自己学習補助制度

当法人は、知識や教養を身に着けるのは業務において必須であると考え、業務や自己研鑽のために必要な書籍の購入費用の全額補助と書籍リストの共有を行う仕組みを整備しております。



IT基盤

IT Foundation

1. 基本方針

急速なデジタル化の進展に伴い、監査業務や法人運営におけるIT技術の活用について常に議論を行い、業務の有効性及び効率性を高めるIT投資であれば積極的に投資を行う方針としています。

2. 有効なデジタル監査手法の導入

有効なデジタル監査手法としては、ITセキュリティ部が中心となり、各種データ分析ツール、AIツール等の比較検討を行い、業務効率化に資するツールを見極めた上で当法人の業務に適したツールの導入を図っています。

導入に際しては、各監査チームのニーズを 拾い上げ、IT専門家でなくとも利用できる ツールであることに留意しています。

3. 情報セキュリティ対策の実施

適切な情報セキュリティ対策の実施としては、セキュリティ・ポリシーを定め、当該セキュリティ・ポリシーに則って、物理的対策基準、システム対策基準、アクセス管理基準を設け、情報セキュリティに関する教育研修等を行うことで防止的措置を講じています。

監査業務及び法人の経営管理に関する電子 データに関するサイバーセキュリティ対応も、 セキュリティ・ポリシーに基づき実施してお ります。

具体的には、私物情報機器は使用禁止とし、 業務で使用する情報端末は全て法人が貸与し たものに限っております。

当該貸与情報機器は全てハードディスクを 暗号化しており、管理者権限も全て法人が管 理しております。このため貸与情報機器には 一切電子データを保存できない仕組みとなっ ております。

このセキュリティポリシーの運用状況については、日常的監視等によって定期的に検証しております。



4. 多様な働き方の実現

多様な働き方の実現として、セキュリティ対策を施したクラウドストレージ上でのデータ共有、私物情報端末の使用禁止、業務の効率化に資するコミュニケーションツール、グループウェアの活用、及び電子監査調書の導入を図っています。

5. 監査調書の電子化及び管理

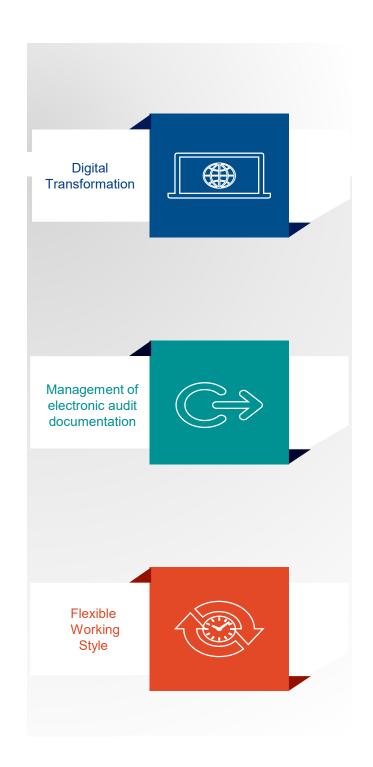
当法人は2024年2月以降開始する事業年度 の全ての上場会社に対して電子調書を導入し、 職業専門家として遵守すべき基準等に準拠し、 監査調書の作成及び保存に関する体制を整備 しております。

なお、電子調書の承認及び保存の状況に関 しては品質管理本部が検証を行い、その検証 状況は定期的に開催される品質管理評議会に 報告されております。

6. リモートワークへの対応

監査業務における経営層、監査役等を始め とした被監査会社と監査人のコミュニケー ションが害されないことを前提として、業務 の効率化や多様な働き方の実現を目的として、 「在宅勤務」や「時差通勤」等の制度を採用 しております。

引き続き監査法人の社会的使命を遂行し、働きやすい職場環境を確保するため、新たな 監査ツールの導入や、各種コミュニケーショ ンツールの採用等、適切な投資を実施してい きたいと考えております。



財務基盤

Financial Foundation

1. 基本方針

当監査法人は、法人設立から現在に至るまで財務健全性を確保し、また、報酬依存度についても留意しています。

2. 財務基盤の状況

監査法人として財務基盤が継続的に安定していることは監査意見の公正性・独立性確保のため極めて重要な要素であると考えています。

当監査法人はこのような考えに基づき、法人設立から現在に至るまで継続的に財務健全性を確保し、自己資本比率の充実・維持と、特定の依頼人への過度な報酬依存度の回避、公認会計士職業賠償責任保険の最高額契約の方針を継続しています。

3. 報酬依存度に関する考え方

報酬依存度とは、監査意見を表明する会計 事務所等の総収入のうち、特定の依頼人から の総報酬が占める割合のことです。

特定の依頼人に対する監査業務の報酬依存度の高さが監査法人の独立性を脅かすことがないように報酬依存度について倫理規則で定める水準を超える監査業務の受嘱は回避しております。継続監査業務については、法人設立以来一度も当該水準を超えたことはありません。

※倫理規則では、特定の依頼人に対する報酬 依存度が15%を超えた場合、独立性に懸念が 生まれるため、必要な施策を講じることとさ れています。



国際対応基盤

International Operation Foundation

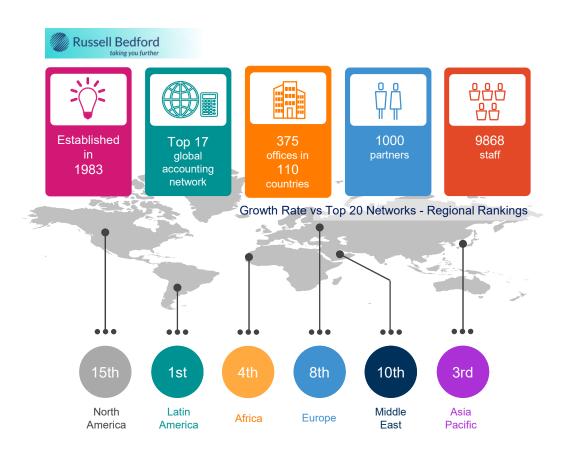
1. Russell Bedford International(RBI) について

当法人はRussell Bedford International (RBI) に加盟しています。

RBIは、イギリスに本部があり世界100か国以上にメンバーを有する国際的な会計ネットワークです。

当監査法人との主な提携内容は以下のとおりです。

- 関与先の国際化に対応した国際業務の推進
- 各国に所在するメンバーファーム相互の関与先紹介ネットワーク
- 国際的品質水準に対応した各種監査ツール、監査品質マネジメントツール、データベースの利用
- RBIの開発した各種監査品質教育・研修プログラムへの参加、メンバー間コミュニケーション及び各種情報提供を通じた国際的水準業務の遂行
- RBI本部が実施する当監査法人を対象とした品質管理レビューの定期的実施



※2024年3月現在

2. 国際対応の基本的な方針

当監査法人は主たる監査人として、在外連結子会社等を有する国内クライアントの国際的な監査ニーズに、海外監査事務所との協力を通じ主体的に関与します。また、海外監査事務所が主たる監査人である海外企業等の日本子会社等の構成単位監査人も務めます。

これらの対応により、監査事務所間の国際的なグループ監査ノウハウの蓄積と国際的 な監査品質の向上に注力しています。なお、これらの業務は一定の語学力を有する監査 専門要員が中心となって実施しております。

ガバナンス・コード

Compliance with the Audit Firm Governance Code

当監査法人は、対外的にも説明可能なガバナンスを高いレベルで構築することを念頭に、「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)を 2024年7月より適用しております。

以下に適用状況を記載いたします。

No	タイトル	内容
原則 1		監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。
原則	組織体制	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営(マネジメント)機能を発揮すべきである。
原則	組織体制	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。
原則 4	業務運営	監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。
原則	透明性の確保	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

No	タイトル	指針内容	該当ページ
1-1	トップの 姿勢	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	代表挨拶 P 04 基本理念 P 06
1-2	考え方や 行動指針	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	基本理念 P 06
1-3	職業的懐 疑心の動 機付け	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	品質管理 P 09 基盤
1-4	組織文 化·風土	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を 共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべ きである。	基本理念 P 06
1-5	非監査業 務の位置 付けに対 する考え 方	監査法人は、法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置付けについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。	品質管理 基盤 P 09
1-6	国際対応	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	国際対応 基盤

No	タイトル	指針内容	該当ページ
2-1	経営機関 の設置	監査法人は、実効的な経営(マネジメント)機関を設け、組織的な 運営が行われるようにすべきである。 また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、 実効的な経営機能を確保すべきである。	組織・ ガバナンス P07 基盤
2-2	経営機関の役割	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 ・ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ・ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ・ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ・ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化(積極的なテクノロジーの有効活用を含む。)のに係る検討・整備	組織・ ガバナンス P07 基盤 品質管理 P09 基盤 人的基盤 P17
2-3	経営機関 の構成員 の選任	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	

No	タイトル	指針内容	該当ページ
3-1	経営機関 の監督・ 評価機関	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	ガバナンス P 08 基盤
3-2		監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、 自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見 を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関 する考え方を明らかにすべきである。	組織・ ガバナンス P 08 基盤 (経営監視委員)
3-3	監督・評 価機関の 役割	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する 第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 ・ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ・ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ・ 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ・ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ・ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ・ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	基盤
3-4	価機関の	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	ガバナンス P 08

No	タイトル	指針内容	該当ページ
4-1	監声 関業 関 業 務 及 上 換 ・ 議 に 運 は 高 に り き の き う き う り き う り う り う り う う き う き う う う う	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	品質管理 基盤 P 09
4-2	人材育成、 人事評価、 報酬の方針	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	人的基盤 P17
4-3	・ バの人置幅識獲会上識の い経の の経用 ない の の経用	 監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること 	
4-4	監すり 等に 者を を を を を を を を を を を き を き を き き き き	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	品質管理基盤 (監査チーム体 制) P11
4-5	内部通報及 び外部通報 に関する方 針及び手続 の整備	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	品質管理基盤 (監査ホットライ ン) P16

No	タイトル	指針内容	該当ページ
5-1	透明性報告書	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書で、わかりやすく説明すべきである。	年次報告書
		監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。	
	品質向上に 対するトッ	• 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢	代表挨拶 P 04
	プの姿勢の 説明	ための考え方や行動の指針	基本理念 P 06
	上記の考え 方、行動指 針	• 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標(AQI: Audit Quality Indicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報	組織・ ガバナンス P07 基盤
	経営機関の	監査法人における品質管理システムの状況経営機関等の構成や役割	
5-2	1 - 1 11 11 1	・ 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選 任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方	品質管理基盤 P 09
	• 監督 • 評価 機関の選任	• 法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけ についての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応	人的基盤 P 17
		• 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化 を踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化に向	IT基盤 P 20
	• 監査品質向	けた対応状況(積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。)	財務基盤 P 22
	上の取組の 実効性の評	• 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針	国際対応基盤
	価	特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況	P 23
		海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	

No	タイトル	指針内容	該当ページ
5-3	監査に これ これ これ にたい で見 で見 でい で を を に で の で の の の の の の の の の の の の の	グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。 ・グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ・グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的(会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。) ・会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ・会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要	国際対応基盤
5-4	監査に に に に に に に に に に に に に に	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	ガバナンス基盤
5-5	ガバナンス コードの適 用状況及び 監査品質向 上の取組の 定期的評価	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取 組みの実効性を定期的に評価すべきである。	年次報告書
5-6	上記情報の 組織的運営 の改善	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	年次報告書

法人概要

The Company Overview

監査法人ハイビスカ	監査法人ハイビスカス	
所在地		
札幌事務所 北海道札幌市北区北8条西67 目2-20 新和ビル6階		
	TEL 011-826-5265 FAX 011-826-5438	
東京事務所	東京都渋谷区猿楽町3-3 Imas Shibuya 4階	
	TEL 03-6427-9162 FAX 03-6427-9163	

沿革	
2005年 12月	公認会計士5名により札幌に設立
2007年 7月	東京事務所開設
2009年 2月	公認会計士協会により上場会社監 査事務所として登録

構成人員 (202	構成人員 (2025年3月31日現在)		
代表社員	計 4名		
	堀 俊介 (統括代表社員) 堀口 佳孝 阿部海輔 髙橋克幸		
社員	計 9名		
	大塚 克幸 田中 祥孝 御器 理人 北村 ルミ子 首藤 明久 森崎恒平 福田健太郎 梅田純一 井口寛之		
職員	計 38名		
合計	計 51名		

関与会社数 (2025年3月31日現在)

金融商品取引法監査	17社
会社法監査	5社
任意監査	10社
その他法定監査	4社
合計	36社

上場市場別クライアント社数

(TOKYO PRO Marketを含む)(2025年3月31日現在)

市場	クライアント数
東証プライム	1社
東証スタンダード	9社
東証グロース	4社
札証	2社
Q-Board	1社
TOKYO PRO Market	3社
合計	20社

メンバーファーム

Russell Bedford International (RBI)		
本部所在地	英国 ロンドン	
拠点数	世界110か国に375拠点	
規模	国際会計ネットワークで世界17位 全世界で9,500人以上のスタッフが在籍	
HP	https://www.russellbedford.com/	





〒060-0808 北海道札幌市北区北 8 条西6丁目2-20 新和ビル6階 TEL 011-826-5265 FAX 011-826-5438

https://www.audit-hibi.biz/